

広島市 道路附属物 点検要領①

（横断歩道橋）

平成 27 年 1 月
道路交通局道路部道路課

目 次

第 1 編 共通編

1. 適用の範囲	1
2. 点検の目的	1
3. 点検の種別と体系	2
4. 点検の頻度と水準	4
5. 安全対策	5
6. 用語の定義	6

第 2 編 定期点検編

1. 適用の範囲	7
2. 定期点検の目的	8
3. 定期点検の頻度	10
4. 定期点検計画	11
4.1 点検計画の目的	11
4.2 点検の項目及び方法	12
4.3 点検体制	19
5. 損傷状況の把握	20
5.1 損傷状況の把握	20
5.2 損傷程度の評価	21
6. 対策区分の判定	22
6.1 判定区分	22
6.2 補修等の必要性の判定	25
6.3 緊急対応の必要性の判定	25
6.4 維持工事で対応する必要性の判定	26
6.5 詳細調査又は追跡調査の必要性の判定	26
7. 健全性の診断	27
7.1 部材単位の診断	27
7.2 横断歩道橋毎の診断	28
8. 定期点検結果の記録	28

付録-1: 損傷評価基準

付録-2: 対策区分判定要領

付録-3: 定期点検結果の記入要領

付録-4: 一般的構造と主な着目点

<参考図書>

広島市橋梁点検マニュアル（平成 27 年 1 月）

横断歩道橋定期点検要領（平成 26 年 6 月 国土交通省道路局）・・・地方公共団体に対する技術的助言

歩道橋定期点検要領（平成 26 年 6 月 国土交通省道路局 国道・防災課）・・・・・・・・・・直轄用

第1編 共通編

1 適用の範囲

本要領は、広島市が管理する横断歩道橋の点検に適用する。

【解説】

本要領は、広島市が管理する横断歩道橋の点検に適用する。

点検は、横断歩道橋の各部材の状態を把握、診断し、当該横断歩道橋に必要な措置を特定するために必要な情報を得るためのものである。本マニュアルは、横断歩道橋の点検の標準的な内容や方法について定めたものである。

ここで、横断歩道橋の構造や架橋条件等は多岐にわたることから、実際の点検では、本基準の趣旨を踏まえて、個々の横断歩道橋の諸条件を考慮して点検の目的が達成されるよう、適切な内容や方法で行うことが必要である。

なお、横断歩道橋の管理者以外の者が管理する占用物件については、別途、占用事業者へ適時適切な点検等の実施について協力を求めるものとする。

2 点検の目的

横断歩道橋の点検は、安全で円滑な交通の確保、沿道や市民への被害の防止を図るとともに、及び横断歩道橋に係る維持管理を効率的に行うために必要な情報を得ることを目的に実施する。

【解説】

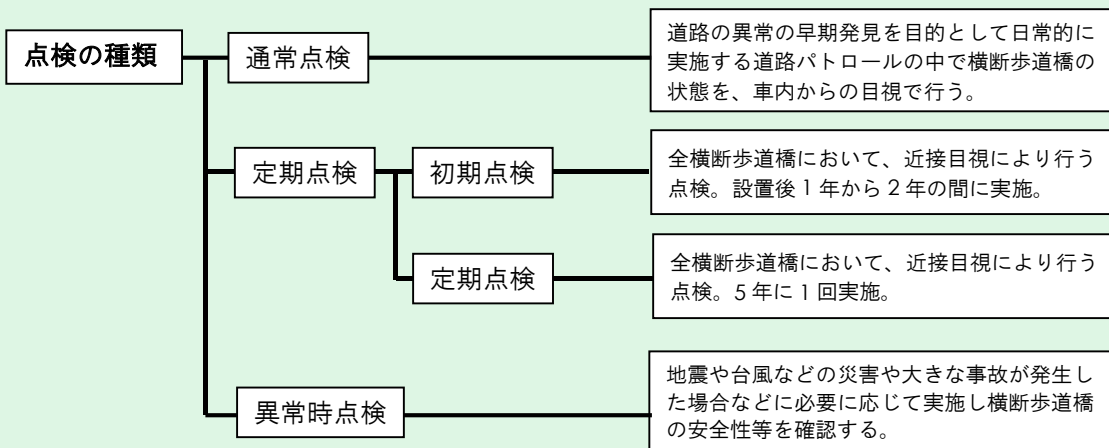
現在、横断歩道橋の多くは建設後かなりの年数が経過しており、劣化が顕在化している横断歩道橋も少なくない。今後、劣化した横断歩道橋が急速に増加してくることが想定されるため、劣化状況に応じた効率的な維持管理を遂行していく必要がある。

このため、現在供用している横断歩道橋構成部材の損傷程度、進行状況を把握し、周辺等への被害の防止及び「点検→診断→措置→記録」のメンテナンスサイクルを確立し、横断歩道橋の計画的な維持管理に資することを目的に実施する。

- ・ 道路利用者の安全確保及び市民の被害防止を図る。
- ・ 構造物の耐久性・耐荷性に影響力を及ぼす可能性のある損傷を早期に発見する。
- ・ 部材単位の損傷の発生状況、損傷程度、劣化傾向を把握する。

3 点検の種類と体系

点検は、要求する目的や内容に応じて以下の通り区分し、実施する。



なお、横断歩道橋の上部構造及び階段部に、コンクリート部材を含む場合は、「広島市橋梁点検マニュアル（平成27年1月） 第3編 市民被害予防措置」に示すとおりとする。

【解説】

（1）通常点検

通常点検は、安全な道路交通を確保し、市民に支障を及ぼすことがないように、横断歩道橋の異常などを日常的に実施する道路パトロールの中で確認するものである。この点検では、異常を早期に発見して、道路を常に良好な状態に保つために必要かつ適切な処置および補修などの対策の要否を判断するために行うものである。

（2）初期点検

初期点検は、横断歩道橋完成時点では必ずしも顕在化しない不良箇所など横断歩道橋の初期損傷を早期に発見することと、横断歩道橋の初期状態を把握してその後の損傷の進展過程を明らかにすることを目的としている。初期損傷の多くが供用開始後概ね2年程度の間に現れるといわれていることから、供用開始後2年以内に行うものである。既設の横断歩道橋の状態についても、構造に大きな変更を伴うような工事が行われた場合には、2年以内に点検を実施する。

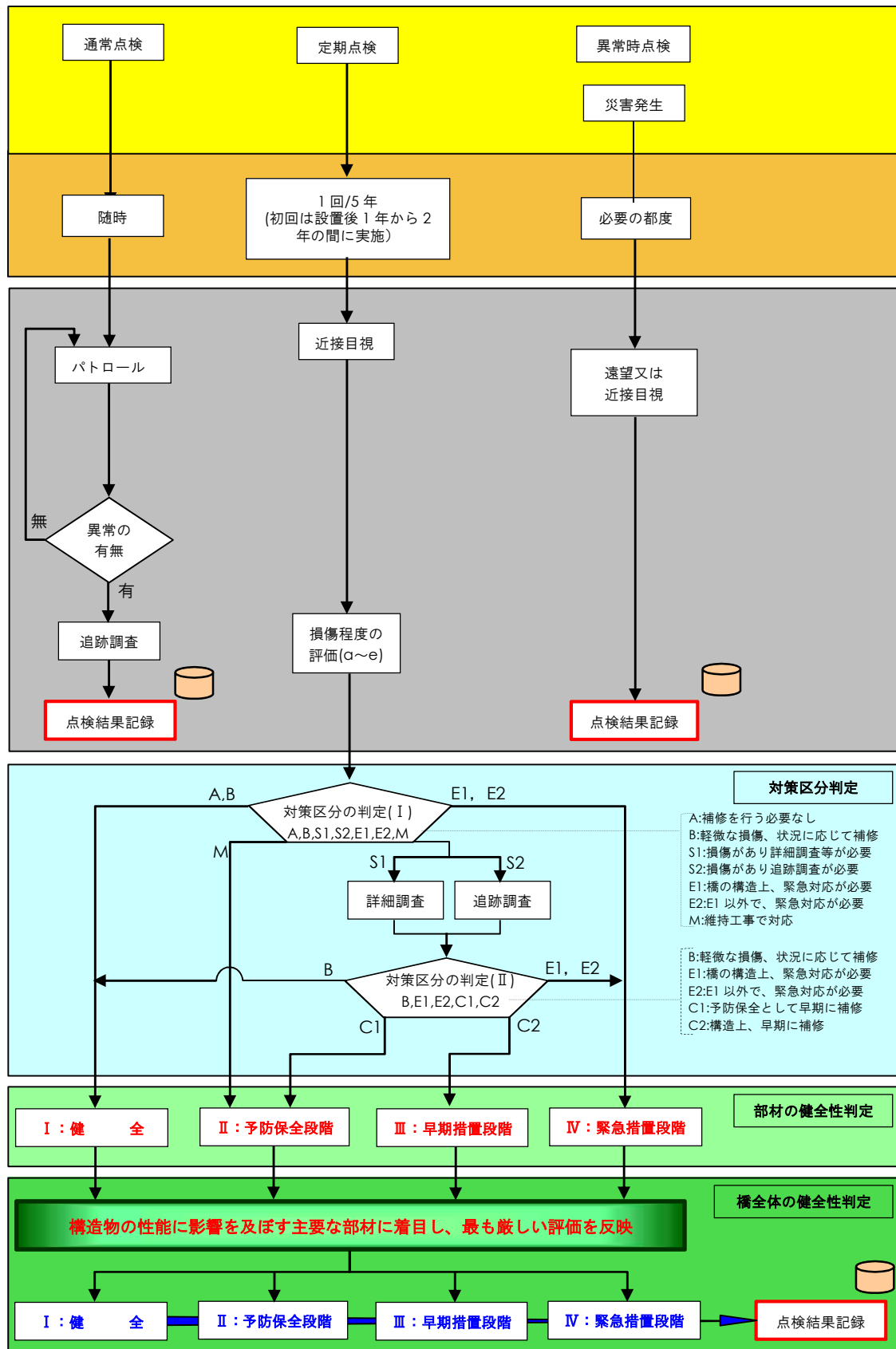
（3）定期点検

定期点検は、損傷状況の把握、対策区分の判定及びそれらの結果の記録を行うことを目的としており、5年に1回の頻度で定期的に行われるものである。更に、巡回等に併せて日常的に行われる通常点検や災害発生時の異常時点検との役割分担のもとで、互いに情報を共有しながら適切に行われる必要があり、定期点検の実施にあたっては目的を十分に理解した上で、他の点検業務と連携し効率的かつ効果的に行うことが重要である。また、横断歩道橋に附属している標識、照明施設、遮音壁等の点検もあわせて行うものとする。

（4）異常時点検

異常時点検とは、地震、台風、集中豪雨、豪雪などの災害が発生した場合若しくはその恐れがある場合、又は異常が発見された場合に、主に横断歩道橋の安全性及び道路の安全円滑な交通確保のための機能が損なわれていないこと等を確認するために行う点検をいう。

（参考）点検体系図



4 点検の頻度と水準

点検の頻度は下記を標準とする。

点検種別	点検頻度
通常点検	随時行う。
定期点検	5年に1回の頻度で行う。 ※初回点検は設置後1年から2年の間に実施
異常時点検	必要に応じて行う。

【解説】

(1) 通常点検

日常的に随時行われ、道路巡回時その他業務実施時など点検が実施できる場合には機会を逸しないよう、時期を有効に活用するものとする。

(2) 定期点検

定期点検は、横断歩道橋の最新の状態を把握するとともに、次回の定期点検までに必要な措置等の判断を行う上で必要な情報を得るために行う。

横断歩道橋設置後1年から2年の間に初回点検を実施し、それ以後は5年に1回の頻度で行う。やむを得ず5年を超える場合であっても、5年から大きく逸脱しない範囲で、速やかに実施する必要がある。なお、横断歩道橋の架設状況、状態によっては5年より短い間隔で点検することを妨げるものではない。

(3) 異常時点検

地震や台風などの災害や大きな事故等が発生した場合、あるいは橋梁に予期していなかった異常が発見された場合に、必要に応じて横断歩道橋の安全性を確認し、安全で円滑な交通の確保と、市民の被害防止を図るための点検である。

横断歩道橋に從來想定していない異常が発見された場合には、速やかに必要な調査を行って原因を明らかにするとともに、同種の事象が生じている恐れのある横断歩道橋についても必要な点検を行って、横断歩道橋の安全性や市民の被害防止などを図る必要がある。

5 安全対策

点検の実施にあたっては、道路交通、市民及び点検に従事する者に対して適切な安全対策を実施して行わなければならない。

【解説】

定期点検は供用下で行うことが多いことから、道路交通、市民及び点検に従事する者の安全確保を第一に、労働基準法、労働安全衛生法その他関連法規を遵守するとともに、現地の状況を踏まえた適切な安全対策について、点検計画に盛り込むものとする。

主な留意事項は次のとおりである。

- ・ 高さ 2m 以上で作業を行う場合、点検に従事する者は必ず安全帯を使用する。
- ・ 足場、検査路（上部構造検査路、下部構造検査路、昇降設備）、手摺、ヘルメット、安全帯の点検を始業前に必ず行う。なお、検査路の腐食箇所から点検作業者が墜落して死亡した事例もある。検査路の点検に際しては、「道路橋検査路設置要領（案）」（平成 18 年 5 月国土交通省）の「第三章 検査路の維持管理」を参照されたい。
- ・ 足場、通路等は常に整理整頓し、安全通路の確保に努める。
- ・ 道路あるいは通路上での作業には、必ず安全チョッキを着用し、必要に応じて交通誘導員を配置し、作業区域への第三者の立ち入りを防止する。
- ・ 高所作業では、用具等を落下させないようにストラップ等で結ぶ等、十分注意する。
- ・ 密閉場所で作業する場合は、酸欠状態等を調査の上実施する。
- ・ ロープアクセス技術を活用する場合は、関連する指針等を遵守する。
- ・ 高所作業車および橋梁点検車を使用する場合は、安全帯を使用し、点検する対象物と挟まれることの無いようセーフティバーを設置して作業する。また作業デッキにはネット等により落下物防止措置を行うこと。
- ・ 橋梁点検車は、アウトリガーを張り出した状態で移動し、点検作業を行う。移動時に、アウトリガーに挟まれたり、踏まれることの無い作業計画を作成し、実施すること。
- ・ 市街地および平和公園周辺での点検は一般市民や観光客への配慮を安全対策・計画に反映すること。
- ・ 通行止めを行う場合は、警察・消防（緊急車両対応）・公共交通機関等と必ず協議すること。

点検時は、通常、橋面あるいは桁下等に自動車交通や列車交通があることから、「道路工事保安施設設置基準（案）」に基づき、これらに十分留意し、安全を確保して作業を行う。

6 用語の定義

本マニュアルに用いる用語の意味は、次のとおりとする。

（1）近接目視点検

検査路や足場、梯子、高所作業車又は橋梁点検車等を用いてできるだけ構造物に近接して行う点検方法をいう。

（2）打音検査

所定のハンマーにより構造物を打音して、構造物の状況（はく離、浮き、ボルトの緩み等）を把握する点検方法。打音に使用する点検ハンマーは重量 230 g（約 1/2 ポンド）程度のものを使用するのが一般的である。コンクリート構造物を打音した時の状態は＜表 6-1＞を目安とする。

表 6-1 打音によるコンクリート構造物の状態を判断する場合の目安

打音の結果		想定されるコンクリート構造物の状態
清音	キンキン、コンコンといった清音を発し、反発感がある	健全
濁音	ドン、ドスドスなど鈍い音がする	劣化、表面近くに空洞がある
	ボコ、ベコベコなど薄さを感じさせる音がする	はく離、浮きがある

（3）詳細調査

補修等の必要性の判定や補修等の方法を決定するに際して、損傷原因や損傷の程度をより詳細に把握するために実施する調査。

（4）維持管理

既設横断歩道橋の機能を保持するため、一般に日常計画的に反復して行われる措置。

（5）補修

既設横断歩道橋に生じた損傷を直し、もとの機能を回復させることを目的とした措置。

（6）補強

既設横断歩道橋に生じた損傷の補修にあたって、もとの機能以上の機能向上を図ること、又は、特に損傷がなくても積極的に既設横断歩道橋の機能向上を図ることを目的とした措置。

（7）対策

緊急・応急処理、補修、補強、撤去、取替えなどの総称。

（8）初期欠陥

施工時に発生するひび割れ、豆板、コールドジョイントなど。

（9）損傷

地震や衝突などの短時間に発生し、時間の経過によって進行しないもの。

（10）劣化

時間の経過によって進行するもの。

（11）変状

初期欠陥、損傷、劣化などの総称。

（12）資料収集

既存資料に基づいて、点検対象横断歩道橋の概要（諸元、災害履歴、補修・補強履歴、過去の点検結果など）を把握すること。

第2編 定期点検編

1 適用の範囲

本要領は、広島市が管理する横断歩道橋の定期点検に適用する。

【解説】

本要領は、広島市が管理する横断歩道橋の点検に適用する。

また、本要領は、省令で定める「道路を構成する施設若しくは工作物のうち、損傷、腐食その他の劣化その他の異常が生じた場合に道路の構造又は交通に大きな支障を及ぼすおそれがあるもの」として、横断歩道橋の各部材の状態を把握、診断し、必要な措置を特定するために必要な情報を得るための、定期点検の基本的な内容や方法、現時点の知見で予見できる注意事項等について規定したものである。一方、変状の状況は、横断歩道橋の構造形式、交通量及び供用年数、周辺環境等によって千差万別である。このため、実際の点検にあたっては、本要領に基づき、個々の横断歩道橋の状況に応じて定期点検の目的が達成されるよう、十分な検討を行う必要がある。

2 定期点検の目的

定期点検は、横断歩道橋の各部材の状態を把握、診断し、当該横断歩道橋に必要な措置を特定するために必要な情報を得るためのものであり、安全で円滑な交通の確保、市民の被害の防止を図るため等の横断歩道橋に係る維持管理を適切に行うために必要な情報を得ることを目的に実施する。

定期点検では、損傷状況の把握及び対策区分の判定を行い、これらに基づき部材単位での健全性の診断及び横断歩道橋毎の健全性の診断を行い、これらの結果の記録を行う。定期点検に関連する維持管理の標準的なフローは、＜図 2-1＞に示すとおりとする。

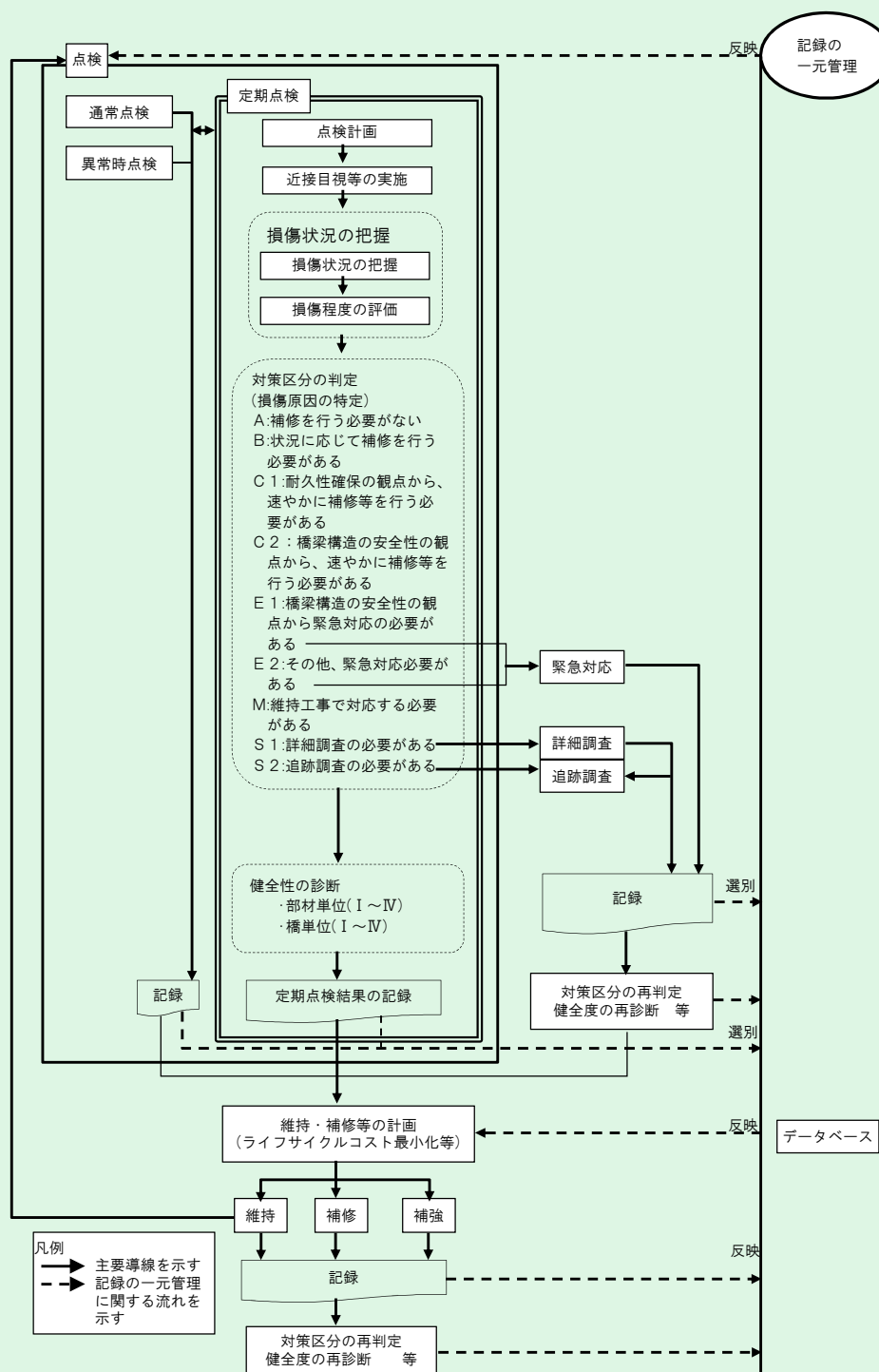


図 2-1 定期点検に関連する維持管理フロー

【解説】

定期点検は、予め一定の期間を定めて定期的に行われるものである。更に、巡回等に併せて日常的に行われる通常点検など他の点検との役割分担のもとで、互いに情報を共有しながら適切に行われる必要があり、定期点検の実施にあたっては目的を十分に理解した上で、他の点検業務と連携し効率的かつ効果的に行うことが重要である。

横断歩道橋に附属している標識、照明施設等の点検は、「広島市道路附属物点検要領（標識、照明施設等）」（平成 26 年 7 月 道路交通局道路部道路課）により行う。ただしこれとは別に、標識、照明施設等の支柱や横断歩道橋への取付部等については、横断歩道橋の定期点検時にも外観目視による状態把握を行うことを基本とする。

点検では、合理的な維持管理に資する情報を得る目的から「平成 16 年 橋梁定期点検要領（案）」同様に、損傷の有無やその程度などの現状に関する客観的事実としてのデータの取得（損傷程度の評価）、及び部材単位で損傷の原因や進行可能性も考慮した部材の機能状態に着目した判定（対策区分の判定）を行う。また、これらの情報に基づき、本要領の「7.健全性の診断」に定める「健全性の診断」を行う。これらはいずれもその目的や評価の定義が異なるため、本要領の対象となる全ての横断歩道橋について、「損傷程度の評価」「対策区分の判定」及び「健全性の診断」の全てを行うこととなる。

図 2-1 は、定期点検と関連する維持管理の標準的な進め方を示したものである。

定期点検は、部位、部材の最小評価単位毎、損傷の種類毎に損傷の状況を把握して損傷程度の評価を行った上で、当該損傷を構造上の部材区分又は部位毎、損傷種類毎に 9 つの対策区分に判定し、維持や補修・補強（以下「補修等」という。）の計画を検討する上で基礎的な資料を取得する。さらにそれらの評価も踏まえて、本要領に規定する「健全性の診断」を行う。

ただし、E1 と E2 の緊急対応の必要があると判定した場合は、当然ながら直ちに対応し、その対応を記録するとともに緊急対応を踏まえた対策区分の再判定を行い、本格的な維持・補修等の計画の策定に移る。

維持工事で対応すると判定した場合は、維持・補修等の計画を踏まえるものの、早急に行うこととする。

S1 判定における詳細調査は、補修等の必要性の判定を行うに当たって原因の特定など詳細な調査が必要な場合に実施するもので、適切な時期に実施されることとなる。詳細調査を実施した場合は、その結果を踏まえて、あるいは、必要に応じて追跡調査を実施するなどして損傷の進行状況を監視した後、対策区分の再判定を行う。

S2 判定は、この詳細調査を経ないで追跡調査を実施する場合である。

3 定期点検の頻度

定期点検は、設置後 1 年から 2 年の間に初回を行い、2 回目以降は、5 年に 1 回の頻度で行うことを基本とする。

【解説】

(1) 定期点検の初回（初回点検）は、横断歩道橋完成時点では必ずしも顕在化しない不良箇所など横断歩道橋の初期損傷を早期に発見することと、横断歩道橋の初期状態を把握してその後の損傷の進展過程を明らかにすることを目的としている。初期損傷の多くが供用開始後概ね 2 年程度の間に現れるといわれており、点検結果でも次のような例が報告されていることから、横断歩道橋設置後 2 年以内に行うものとした。

- ・施工品質が問題となって生じた損傷

例：塗装のはがれ（当てきず）、塗膜厚不足によるボルトねじ部の変色、床版防水工の不良による上フランジ突端部の腐食、局部的な防食機能の劣化、円筒型枠の不良によるひびわれ、乾燥収縮や締め固め不足による床版や主桁のひびわれ、防水工の不良による漏水・遊離石灰、ゴム支承の設置不良、ボルトのゆるみ

その他、初期欠陥の代表的なものの例には、次のようなものがある。

- ・設計上の配慮不足や環境との不適合によって生じることのある損傷

例：異種金属接触による異常腐食、耐候性鋼材の異常腐食、排水不良

- ・その他不測の現象や複合的な要因によって生じることのある損傷

例：風による部材の振動及びそれによる損傷、交通振動の発現、床版などコンクリート部材のひびわれ

平成 24 年に改定された道路橋示方書では、その橋の設計思想から施工に関する記録に至るまで、将来の維持管理の合理化に資すると考えられる情報についての記録を作成し、かつ供用期間中の維持管理に用いることが可能となるよう保存されることが規定された。これとも連動して、初回点検時には、例えば、建設時に火災や地震などの災害を被った場合の被災履歴や復旧の記録、施工にあたって必要となった構造細部の変更（例えば、吊り足場用金具の溶接）や補修の履歴（例えば、桁吊り上げ用治具の後埋めコンクリート）、用いられた材料の仕様など、今後当該横断歩道橋の維持管理を行う上で必要となることが想定される記録が漏れなく引き継がれていなければならない。また、横断歩道橋に関する各種のデータが当該横断歩道橋の現在の状態を示す初期値として適切なものでなければならない。このためには、工事記録（出来形管理、品質管理、写真管理等）はできるだけ確実に保管することが望ましい。初回点検結果でも多くの初期損傷が生じていた場合もあるため、初期損傷の発生時期特定のためにも、本要領に準じた点検を工事完成時に実施（工事の完成図書として、又は別途業務にて。手段は任意とする。）し、記録することが有効である。なお、完成時に本要領に準じた点検を実施した場合であっても、これは初回点検ではないので、設置後 2 年以内の初回点検は必要である。

既設の横断歩道橋であっても、拡幅などの大規模な改築あるいは連続化など横断歩道橋の構造に大きな変更を伴うような工事が行われた場合には、所定の点検頻度によることなく、2 年以内に初回点検を計画するのがよい。

(2) 定期点検は、横断歩道橋の最新の状態を把握するとともに、次回の定期点検までに必要な措置等の判断を行う上で必要な情報を得るために行う。

横断歩道橋の環境条件、供用年数、材質、構造形式、交通量等により損傷の発生状況は異なるため、各種点検結果や横断歩道橋の架設状況によっては 5 年より短い間隔で点検することを妨げるものではない。

4 定期点検計画

4.1 点検計画の目的

定期点検の実施にあたっては、当該横断歩道橋の状況等に応じて適切な定期点検が実施できるよう、点検計画を作成する。

【解説】

定期点検を効率的かつ適切に行うためには、事前に十分な点検計画を作成する必要がある。ここでいう点検計画とは、点検作業に着手するための、既往資料の調査、点検項目と方法、点検体制、現地踏査、管理者協議、安全対策、緊急連絡体制、緊急対応の必要性等の連絡体制及び工程など定期点検に係る全ての計画をいう。

①既往資料の調査

台帳及び既存の定期点検結果の記録等を調査し、横断歩道橋の諸元及び損傷の状況や補修履歴等を把握する。

②点検項目と方法

本要領 4.2 によるのを原則とする。

③点検体制

本要領 4.3 によるのを原則とする。

④現地踏査

点検に先立ち、横断歩道橋本体及び周辺状況を把握し、点検方法や足場等の資機材の計画立案に必要な情報を得るための現地踏査を実施する。この際、交通状況や点検に伴う交通規制の方法等についても調査し、記録（写真を含む。）する。

⑤管理者協議

点検の実施にあたり、鉄道会社、公安委員会及び他の道路管理者等との協議が必要な場合には、点検が行えるように協議を行わなければならない。

⑥安全対策

本要領第 1 編「5.安全対策」によることを原則とする。

⑦緊急連絡体制

事故等の発生時の緊急連絡体制を構築する。点検員等から、調査職員、警察署、救急指定病院等へ連絡する場合の手順を明らかにしておく。

⑧緊急対応の必要性等の連絡体制

点検において、横断歩道橋の安全性や市民の被害の防止などの観点から緊急対応の必要性があると判断された場合の連絡体制を定めておく。

⑨工程

定期点検を適切に行うために、点検順序、必要日数あるいは時間などをあらかじめ検討し、点検計画に反映させなければならない。

なお、他の点検と定期点検をあわせて実施する場合には、それについても点検計画に反映するとよい。

4.2 点検の項目及び方法

(1) 定期点検では、対象の横断歩道橋毎に必要な情報が得られるよう、点検する部位、部材に応じて、適切な項目（損傷の種類）に対して点検を実施しなければならない。

表4.2-1に定期点検項目の標準を示す。

表4.2-1 点検項目の標準

注：部位・部材区分の「*印」は、「主要部材」を示す。

部位・部材区分			対象とする項目（損傷の種類）			
			鋼	コンクリート	その他	
上部構造	* 主 桁		①腐食 ②亀裂	⑥ひびわれ ⑦剥離・鉄筋露出	—	
	* 主桁ゲルバー部		③ゆるみ・脱落 ④破断	⑧漏水・遊離石灰 ⑨抜け落ち		
	* 横 桁		⑤防食機能の劣化 ⑩補修・補強材の損傷	⑩補修・補強材の損傷 ⑪床版ひびわれ		
	* 縦 桁		⑬遊間の異常 ⑮定着部の異常 ⑯漏水・滞水	⑫うき ⑬遊間の異常 ⑮定着部の異常 ⑰変色・劣化 ⑯漏水・滞水		
	* 床 版		㉑異常な音・振動 ㉒異常なたわみ ㉓変形・欠損	㉑異常な音・振動 ㉒異常なたわみ ㉓変形・欠損		
	対傾構					
	横 構	上横構		—		
		下横構				
	主構トラス	* 上・下弦材				
		* 斜材, 垂直材				
		* 橋門構				
		* 格点				
		* 斜材、垂直材のコンクリート埋込部				
	アーチ	* アーチリブ		⑥ひびわれ ⑦剥離・鉄筋露出 ⑧漏水・遊離石灰 ⑨抜け落ち ⑩補修・補強材の損傷 ⑪床版ひびわれ ⑫うき ⑬遊間の異常 ⑮定着部の異常 ⑰変色・劣化 ⑯漏水・滞水 ㉑異常な音・振動 ㉒異常なたわみ ㉓変形・欠損		
		* 補剛桁				
		* 吊り材				
		* 支柱				
		* 橋門構				
		* 格点				
		* 吊り材等のコンクリート埋込部				
	ラーメン	* 主構（桁）		⑥ひびわれ ⑦剥離・鉄筋露出 ⑧漏水・遊離石灰 ⑨抜け落ち ⑩補修・補強材の損傷 ⑪床版ひびわれ ⑫うき ⑬遊間の異常 ⑮定着部の異常 ⑰変色・劣化 ⑯漏水・滞水 ㉑異常な音・振動 ㉒異常なたわみ ㉓変形・欠損		
		* 主構（脚）				
	斜張橋	* 斜 材			—	
		* 塔 柱				
		塔部水平材				
		塔部斜材				
	* 外ケーブル					
	* P C定着部		①腐食 ⑤防食機能の劣化 ㉓変形・欠損	⑥ひびわれ ⑦剥離・鉄筋露出 ⑧漏水・遊離石灰 ⑫うき ⑮定着部の異常 ⑰変色・劣化 ㉓変形・欠損		
	その他					

部位・部材区分			対象とする項目（損傷の種類）				
			鋼	コンクリート	その他		
下部構造	＊橋脚	柱部・壁部	①腐食 ②亀裂 ③ゆるみ・脱落 ④破断 ⑤防食機能の劣化 ⑩補修・補強材の損傷 ⑳漏水・滞水 ㉑異常な音・振動 ㉒異常なたわみ ㉓変形・欠損	⑥ひびわれ ⑦剥離・鉄筋露出 ⑧漏水・遊離石灰 ⑩補修・補強材の損傷 ⑫うき ⑬定着部の異常 ⑭変色・劣化 ⑮漏水・滞水 ㉑異常な音・振動 ㉒異常なたわみ ㉓変形・欠損	—		
		梁部	—	—			
						隅角部・接合部	—
	＊橋台	胸壁	—	—			
		縦壁					
		翼壁					
	＊基礎		①腐食 ②亀裂 ⑤防食機能の劣化 ㉕沈下・移動・傾斜 ㉖洗掘	⑥ひびわれ ⑦剥離・鉄筋露出 ㉕沈下・移動・傾斜 ㉖洗掘			
根巻きコンクリート		—	—				
その他		—	—				
支承部	支承本体		①腐食 ②亀裂 ③ゆるみ・脱落 ④破断 ⑤防食機能の劣化 ⑬遊間の異常 ⑯支承部の機能障害 ⑳漏水・滞水 ㉑異常な音・振動 ㉒変形・欠損 ㉔土砂詰まり ㉕沈下・移動・傾斜	—	④破断 ⑬遊間の異常 ⑯支承部の機能障害 ⑭変色・劣化 ⑮漏水・滞水 ㉑異常な音・振動 ㉒変形・欠損 ㉔土砂詰まり		
	アンカーボルト		①腐食 ②亀裂 ③ゆるみ・脱落 ④破断 ⑤防食機能の劣化 ㉒変形・欠損	—	—		
	落橋防止システム		①腐食 ②亀裂 ③ゆるみ・脱落 ④破断 ⑤防食機能の劣化 ⑬遊間の異常 ㉑異常な音・振動 ㉒異常なたわみ ㉓変形・欠損	⑥ひびわれ ⑦剥離・鉄筋露出 ⑧漏水・遊離石灰 ⑫うき ⑬遊間の異常 ⑭変色・劣化 ㉒変形・欠損 ㉔土砂詰まり	—		
	沓座モルタル		—	⑥ひびわれ ⑦剥離・鉄筋露出 ⑫うき ⑮漏水・滞水 ㉒変形・欠損	—		
	台座コンクリート			—			
	その他			—			

部位・部材区分		対象とする項目（損傷の種類）			
		鋼	コンクリート	その他	
階段部	上部工との接合部	①腐食 ②亀裂	⑥ひびわれ ⑦剥離・鉄筋露出	—	
	*主桁	③ゆるみ・脱落	⑧漏水・遊離石灰		
	踏み板	④破断	⑨抜け落ち		
	蹴上げ	⑤防食機能の劣化 ⑩補修・補強材の損傷	⑩補修・補強材の損傷 ⑪床版ひびわれ		
	地覆	⑬遊間の異常	⑫うき		
	橋台	⑮定着部の異常	⑬遊間の異常		
		⑯漏水・滞水	⑮定着部の異常		
		㉑異常な音・振動 ㉒異常なたわみ ㉓変形・欠損	⑰変色・劣化 ⑳漏水・滞水 ㉑異常な音・振動 ㉒異常なたわみ ㉓変形・欠損 ㉔沈下・移動・傾斜		
その他					
その他	排水受け	①腐食 ②亀裂	⑥ひびわれ ⑦剥離・鉄筋露出	④破断 ⑬遊間の異常 ⑭路面の凸凹 ⑮舗装の異常 ⑰変色・劣化 ⑳漏水・滞水 ㉑異常な音・振動 ㉒変形・欠損 ㉔土砂詰まり	
	排水管	③ゆるみ・脱落	⑧漏水・遊離石灰		
	排水樋	④破断	⑨抜け落ち		
	高欄	⑤防食機能の劣化 ⑩補修・補強材の損傷	⑩補修・補強材の損傷 ⑪床版ひびわれ		
	照明施設	⑬遊間の異常	⑫うき		
	落下物防止柵	⑮定着部の異常	⑬遊間の異常		
	道路標識	⑯漏水・滞水	⑮定着部の異常		
	手すり	㉑異常な音・振動 ㉒異常なたわみ ㉓変形・欠損	⑰変色・劣化 ⑳漏水・滞水 ㉑異常な音・振動 ㉒異常なたわみ ㉓変形・欠損		
		目隠し板			
		裾隠し板			
		舗装			
	その他				

(2) 定期点検は、近接目視により行うことを基本とする。また、必要に応じて触診や打音等の非破壊検査などを併用して行う。

表4.2-2に定期点検における標準的な方法を示す。

表4.2-2 点検の標準的な方法

材料	番号	損傷の種類	点検の標準的な方法	必要に応じて採用することのできる方法の例
鋼	①	腐食	目視、ノギス、点検ハンマー	超音波板厚計による板厚計測
	②	亀裂	目視	磁粉探傷試験、超音波探傷試験、渦流探傷試験、浸透探傷試験
	③	ゆるみ・脱落	目視、点検ハンマー	ボルトヘッドマークの確認、打音検査 超音波探傷（F11T等）、軸力計を使用した調査
	④	破断	目視、点検ハンマー	打音検査（ボルト）
	⑤	防食機能の劣化	目視	写真撮影（画像解析による調査） インピーダンス測定、膜厚測定、付着性試験
コンクリート	⑥	ひびわれ	目視、クラックゲージ	写真撮影（画像解析による調査）
	⑦	剥離・鉄筋露出	目視、点検ハンマー	写真撮影（画像解析による調査）、打音検査
	⑧	漏水・遊離石灰	目視	
	⑨	抜け落ち	目視	-
	⑪	床版ひびわれ	目視、クラックゲージ	写真撮影（画像解析による調査）
	⑫	うき	目視、点検ハンマー	打音検査、赤外線調査
その他	⑬	遊間の異常	目視、コンベックス	-
	⑭	路面の凹凸	目視、コンベックス、ポール	-
	⑮	舗装の異常	目視、コンベックス又はクラックゲージ	-
	⑯	支承部の機能障害	目視	移動量測定
	⑰	その他		-
共通	⑩	補修・補強材の損傷	目視、点検ハンマー	打音検査、赤外線調査
	⑱	定着部の異常	目視、点検ハンマー、クラックゲージ	打音検査、赤外線調査
	⑲	変色・劣化	目視	-
	⑳	漏水・滞水	目視	赤外線調査
	㉑	異常な音・振動	聴覚、目視	-
	㉒	異常なたわみ	目視	測量
	㉓	変形・欠損	目視・水系・コンベックス	-
	㉔	土砂詰り	目視	-
	㉕	沈下・移動・傾斜	目視、水系、コンベックス	測量
	㉖	洗掘	目視、ポール	カラーイメージングソナー

注：写真撮影は、カメラ、ビデオ等のデジタル撮影機器により行う。

【解説】

(1) <表4.2-1>は、定期点検における標準的な点検項目について示したものである。横断歩道橋の構造や架橋位置などの条件によっては項目の追加や削除が必要となる場合もあるので、点検項目は対象の横断歩道橋毎に適切に設定しなければならない。

部位・部材区分の「部材」は、例えば主桁、橋脚、支承本体等を指し、「部位」は部材中の特定部位であり、例えば橋脚の柱部・壁部、梁部、隅角部・接合部等を指す。

「主要部材」は、損傷を放置しておくで橋の架け替えも必要になると想定される部材を指し、「主桁」、「主桁のゲルバー部」、「横桁」、「縦桁」、「床版」、「主構トラスの上・下弦材、斜材、垂直材、橋門構、格点及び斜材、垂直材のコンクリート埋込部」、「アーチのアーチリブ、補剛桁、吊り材、支柱、橋門構、格点、吊り材等のコンクリート埋込込み部」、「ラーメンの主構（桁・脚）」、「斜張橋の斜材及び塔柱」、「外ケーブル」、「PC定着部」、「橋脚」、「橋台」、「基礎」とする。なお、部位・部材区分名称の図解を、付録-3「定期点検結果の記入要領」の<付図-3.1>に示す。

また、例えば、鋼製橋脚の亀裂損傷は特に隅角部に生じていることが多く、構造上もこの部位の損傷が重要となる場合が多いなど、点検項目によっては特に慎重に点検することが望ましい部位等の条件があるので、点検計画の作成にあたっては留意しなければならない。これに該当する部位として、主桁のゲルバー部、PC定着部、コンクリート埋込部並びにアーチ及びトラスの格点を取り上げている。主桁のゲルバー部、PC定着部、コンクリート埋込部については、それらが属する各部材として、かつ、それぞれ単独としても取扱う。アーチ及びトラスの格点については、格点部の構造を踏まえて適切にその範囲を設定する。

点検項目毎の着目点については、付録-1「損傷評価基準」、付録-2「対策区分判定要領」が参考にできる。主要部材は、横断歩道橋を適切かつ効率的に管理し、延命化を図る上で特に重要であり、損傷原因の特定に、環境条件や交通量などの定期点検のみでは取得されない各種情報が必要な場合には、定期点検以外の調査等によりこれを補う必要がある。

なお、支承部とは、道路橋示方書・同解説（平成24年3月（社）日本道路協会）では、「上部構造と下部構造との間に設置される支承本体、アンカーボルト及びセットボルト等の上下部構造との取付部材、沓座モルタル、アンカーバー等、支承の性能を確保するための部分をいう」とされている。この要領では、表4.2-1に示す部材に区分しており、明記していないセットボルトについては「支承本体」に、アンカーバーについては「その他」に区分されたい。また、取付用鋼板のうち、ベースプレートについては「支承本体」に、ソールプレートについては主桁に溶接されることが多いことから「主桁」に区分されたい。また、制震ダンパー等は、「落橋防止システム」で扱うものとする。主桁のゲルバー部に位置する支承については、「支承」で扱うものとする。

(2) <表4.2-2>は、定期点検における損傷の種類に応じた標準的な点検の方法について示したものである。定期点検では、全ての部材に近接して部材の状態を評価することを基本とする。

土中等物理的に近づくことができない部位に対しては、同一部材の当該部位の周辺の状態等に基づき状態を評価する。また、状態を確認するための調査等を必要に応じて実施する。

損傷や変状の種類によっては、表面からの目視によるだけでは検出できない可能性があるものもある。このような事象に対しては、触診や打音も含めた非破壊検査が有効であることも多く、必要に応じて目視以外の方法も併用する。

なお、近接目視とは、肉眼により部材の変状等の状態を把握し評価が行える距離まで近接して目視を行うことを想定している。

非破壊検査の手法を用いる場合、機器の性能や検査者の技量など様々な条件が検査精度に影響を及ぼすため、事前に適用範囲や検査方法の詳細について検討しておくことが必要である。

また、＜表4.2-2＞はあくまで標準的な方法を示したものであり、横断歩道橋の構造や架橋位置、表面性状など検査部位の条件によってはここに示す方法によることが不適当な場合もあり、点検方法は点検対象の条件に応じて適切に選定しなければならない。

例えば、当該横断歩道橋の状況、調査間隔等から鋼部材に疲労亀裂の発生が疑われる場合には、少なくとも鋼材表面に開口した亀裂損傷を検出できる方法による点検を行わなければならない。鋼材表面に開口した亀裂損傷の検出手法としては、渦流探傷試験又は磁粉探傷試験が有効であるものの、被検部の表面性状や部位等の条件によって検出精度に大きな差が生じる。したがって、点検計画の作成においては、適用しようとする方法が対象の条件に対して信頼性のあることを予め確認しておくなどにより、適切な点検方法を選択しなければならない。例えば、鋼製橋脚隅角部の亀裂損傷に対する点検検査には、「鋼製橋脚隅角部の疲労損傷臨時点検要領」（平成14年5月）が参考になる。

なお、定期点検の際、高度な機器や専門家による実施が不可欠な非破壊検査機器による調査を行うことが困難な場合もあり、そのような場合には「S1」とするなど、確実に必要な調査が行われるようにすることが重要である。

(3) 点検にあたって、一般的に携行することが必要となる機械機器を次に示す。

① 装備（着衣等）

- ・ヘルメット
- ・安全帯
- ・安全チョッキ
- ・長靴（必要により踏み抜き防止中敷）、安全靴
- ・懐中電灯（ヘルメット装着可能なものが手が自由になり安全）
- ・胴長（水深の深い場所での調査が予想される場合）
- ・軍手（必要により耐油性ゴム手袋）、防塵マスク、保護ゴーグル

② 装備（点検、調査機器類）

- ・筆記具（野帳、ボールペン、チョーク、看板など）
- ・点検調書などの様式や図面類
- ・地図
- ・双眼鏡（高解像度・高倍率のデジタル（ビデオ）カメラでも代用可能）
- ・撮影機器（高解像度・高倍率のデジタル（ビデオ）カメラ、ポールカメラ）
- ・スケール（鋼製巻尺、コンベックス、ノギス、クラックスケール）
- ・距離計（簡易レーザー測距器など）
- ・下げ振り（傾斜計・水平儀）
- ・検尺ポール、スタッフ
- ・点検ハンマー、打音棒（打診棒）
- ・GPS（GPS 機能付きカメラや携帯電話でもよい。）

③ 装備（工具類）

- ・カッター、小刀
- ・携帯ノコギリ
- ・スクレーパ
- ・ワイヤブラシ
- ・ビニールテープ
- ・マーキングスプレー（損傷位置の明示や、立入禁止など安全対策として使用）
- ・防錆スプレー

④ 安全対策

- ・ 交通規制用資機材（停車板、パトランプ、点滅棒、ラバーコーンなど）
- ・ 梯子（縄梯子）
- ・ 脚立
- ・ ロープ

⑤ その他の資機材

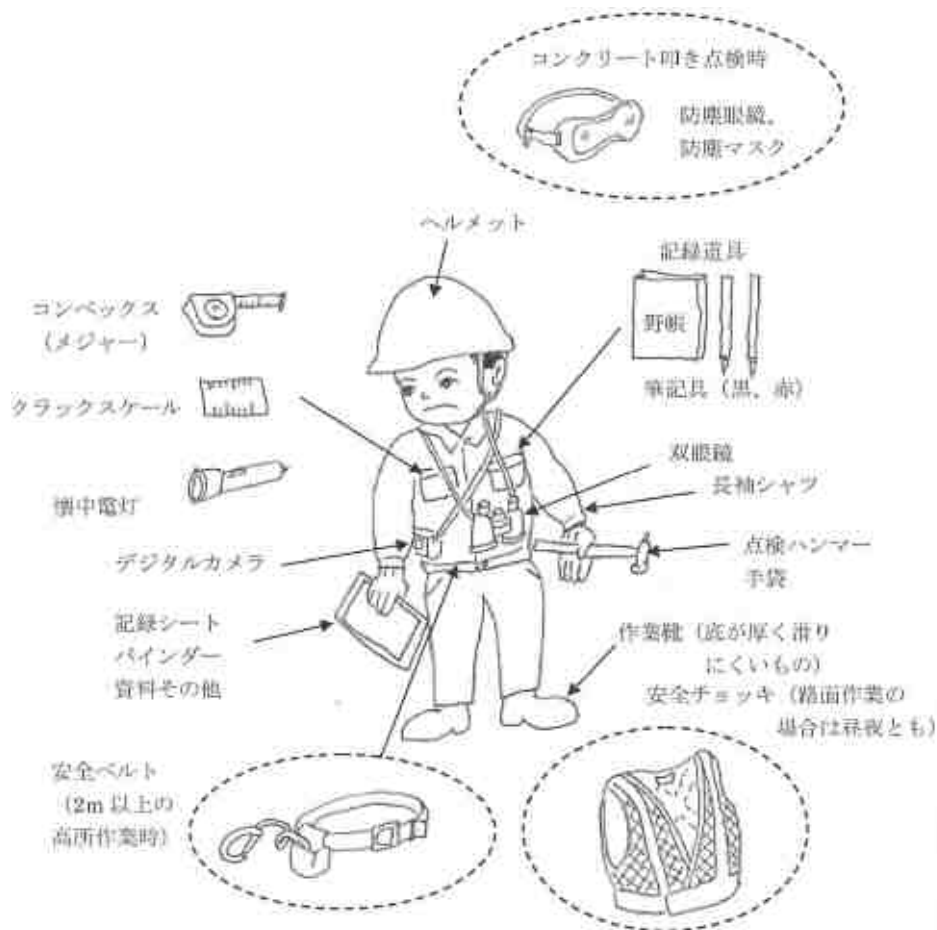
- ・ 電池
- ・ 充電器（通信機器やパソコンなど）
 - ・ 電源ケーブル（通信機器やパソコンなど）
- ・ メディア類（カメラ・パソコンのデータ保管）
- ・ 携帯電話
- ・ ラジオ
- ・ 救急品（絆創膏、包帯など）
- ・ 酸素濃度計（酸欠となる恐れが想定される箇所での調査が予想される場合）

⑥ その他の備品

- ・ ティッシュ（除菌シート・ウエットティッシュ）
- ・ 雨具
- ・ ライフジャケット（船舶への乗船が想定される場合など）
- ・ 予備燃料

（4）ハト糞や土砂詰り、支承周辺の土砂堆積などは、目視で確認するため定期点検時に基本清掃するが、その量によっては管理担当者に報告し、清掃するか否かを協議する。

（参考）橋りょう点検時の服装と持ち物



4.3 点検体制

定期点検は、これを適正に行うために必要な知識及び技能を有する者が行わなければならない。

【解説】

定期点検では、損傷の有無やその程度などの現状に関する客観的事実としての「損傷程度の評価」、損傷の原因や進行可能性も考慮した部材の機能状態に着目した判定「対策区分の判定」及びこれらの情報に基づいた「健全性の診断」を行う。これら点検の品質を確保するためには、それぞれに対して、横断歩道橋やその維持管理等に関する必要な知識や経験、点検に関する技能を有したものが従事することが重要である。

定期点検の実施に当たっては「対策区分の判定」（損傷原因の推定や確定、所見の記録を含む。）及び「健全性の診断」を行う検査員、「損傷程度の評価」を行う点検員を定めるものとする。

点検業務に携わる検査員、点検員として必要な要件の標準は、次のとおりとする。

a. 検査員

…「対策区分の判定」及び「健全性の診断」を行うのに必要な次の能力と実務経験を有する者とする。

- ・横断歩道橋に関する相応の資格又は相当の実務経験を有すること。
- ・横断歩道橋の設計、施工、管理に関する相当の専門知識を有すること。
- ・点検に関する相当の技術と実務経験を有すること。
- ・点検結果を照査できる技術と実務経験を有すること。

b. 点検員

…損傷程度の評価を行うのに必要な次の能力と実務経験を有する者とする。

- ・横断歩道橋に関する実務経験を有すること。
- ・横断歩道橋の設計、施工に関する基礎知識を有すること。
- ・点検に関する技術と実務経験を有すること。

点検作業班の編成人員の標準例を、＜表4.3-1＞に示す。この表を参考に、点検内容や現地状況等を考慮して、編成人員を定めるのがよい。

表4.3-1 点検作業班の編成人員

	人員	その他の施設
点検員	1人	
点検補助員	2人	
交通整理員	適宜	注1

注1：横断歩道橋の置かれた交通条件を考慮して編成人員を決定する。

なお、点検作業に携わる人員の名称及び作業内容は、次のとおりである。

- a. 点 検 員 …点検員は、点検作業班を統括し、安全管理について留意して、各作業員の行動を掌握するとともに、点検補助員との連絡を密にして点検漏れ等のないように点検調査を実施・管理し、損傷程度の評価を行う。
- b. 点検補助員…点検補助員は、点検員の指示により、点検作業の補助を行う他、高所作業車や点検車歩廊部（油圧屈伸式にあっては点検作業台）の移動操作、交通整理員との連絡・調整を行う。
- c. 交通整理員…交通整理員は、点検時の交通障害を防ぎ点検作業員の安全を確保する。

5 損傷状況の把握

5.1 損傷状況の把握

定期点検の結果、損傷を発見した場合は、部位、部材の最小評価単位（以下「要素」という。）毎、損傷の種類毎に損傷の状況を把握する。この際、損傷状況に応じて、効率的な維持管理をする上で必要な情報を詳細に把握する。

【解説】

点検の結果は、単に損傷の大小という情報だけではなく、効率的な維持管理を行うための基礎的な情報として様々な形で利用される。例えば、ひびわれ状況をもとにアルカリ骨材反応を検討したり、亀裂の発生箇所周辺の損傷状況をもとに損傷原因を考察したりする場合には、損傷図が重要な情報源となる。

したがって、損傷の程度を適切な方法で詳細に記録しなければならない。

損傷状況を把握する単位は要素（部位、部材の最小評価単位）とし、要素は付録-3「定期点検結果の記入要領」に記載の要素番号を付す単位である。

なお、把握した損傷は、状況に応じて、次の方法でその程度を記録するものとする。

① 損傷内容毎に定性的な評価基準でその程度を表す区分を記録

② 損傷状況を示す情報のうち①の方法ではデータ化されないものは損傷図や文章等で記録

次に、②のデータ化されない情報で損傷図や文章等で記録しておく必要があるものの例を示す。

- ・コンクリート部材におけるひびわれ状況のスケッチ（スケッチには、主要な寸法も併記する。）
- ・コンクリート部材におけるうき、剥離、変色等の損傷箇所及び範囲のスケッチ
- ・鋼製部材の亀裂発生位置、進展の状況のスケッチ
- ・鋼製部材の変形の位置や状況のスケッチ
- ・漏水箇所など損傷の発生位置
- ・異常音や振動など写真では記録できない損傷の記述

5.2 損傷程度の評価

損傷の程度については、付録-1「損傷評価基準」を参考に、要素毎、損傷種類毎に評価する。

【解説】

定期点検において損傷の程度は、要素毎、損傷種類毎に評価する。これらの記録は横断歩道橋の状態を示す最も基礎的なデータとして蓄積され、維持・補修等の計画の検討などに利用される。したがって、損傷程度の評価はできるだけ正確かつ客観的となるように行わなければならない。

損傷程度の評価では、損傷種類に応じて定性的な区分で評価するものと定量的な数値データとして評価されるもの、あるいはその両方で評価することが必要なものがある。いずれの評価においても、損傷の程度をあらわす客観的な事実を示すものである。すなわち、損傷の現状を評価したものとし、その原因や将来予測、橋全体の耐荷性能等へ与える影響度合は含まないものである。一方、6.に規定の対策区分の判定は、損傷程度の評価結果、その原因や将来予測、橋全体の耐荷性能等へ与える影響、当該部位、部材周辺の部位、部材の現状等を考慮し、今後道路管理者が執るべき措置を助言する総合的な評価であり、技術者の技術的判断が加えられたものであるため、両者の評価の観点は全く異なることに留意されたい。

これらのデータは、横断歩道橋の状態を示す最も基礎的なデータとなるだけでなく、対策区分の判定やその将来予測などを行う際にも必要となる。したがって、これらのデータには、客観性だけでなく、点検毎に採取されるデータ間で相对比较が行えるような連続性、データの均質性も要求される。データ採取にあたっては、これらの点についても留意する必要がある。

6 対策区分の判定

6.1 判定区分

（１）定期点検では、横断歩道橋の損傷状況を把握したうえで、構造上の部材区分あるいは部位毎、損傷種類毎の対策区分について、付録-2「対策区分判定要領」を参考にしながら、＜表 6.1-1＞の判定区分による判定を行う。

A 以外の判定区分については、損傷の状況、損傷の原因、損傷の進行可能性、当該判定区分とした理由など、定期点検後の維持管理に必要な所見を記録する。

（２）複数の部材の複数の損傷を総合的に評価するなどした橋梁全体の状態や対策の必要性についての所見も記録する。

表 6.1-1 対策区分の判定区分

判定区分	判定の内容
A	損傷が認められないか、損傷が軽微で補修を行う必要がない。
B	状況に応じて補修を行う必要がある。
C1	予防保全の観点から、速やかに補修等を行う必要がある。
C2	横断歩道橋の構造の安全性の観点から、速やかに補修等を行う必要がある。
E1	横断歩道橋の構造の安全性の観点から、緊急対応の必要がある。
E2	その他、緊急対応の必要がある。
M	維持工事で対応する必要がある。
S1	詳細調査の必要がある。
S2	追跡調査の必要がある。

【解説】

（１）定期点検では、当該横断歩道橋の各損傷に対して補修等や緊急対応、維持工事対応、詳細調査などの何らかの対策の必要性について、定期点検で得られる情報の範囲で判定するものとし、検査員は、点検結果から損傷原因の推定に努め、補修等の範囲や工法の検討などが行えるよう必要な所見を記録する。

対策区分の判定の評価単位は、「構造上の部材区分あるいは部位」毎に、次に示すとおりである。

・「主桁」、「横桁」、「縦桁」、「主桁のゲルバー部」、「PC定着部」、「主構トラスの上・下弦材」、「主構トラスの格点」、「主構トラスの斜材、垂直材のコンクリート埋込部」、「アーチのアーチリブ、補剛桁」、「アーチの格点」、「アーチの吊材等のコンクリート埋込部」、「ラーメンの主構（桁・脚）」、「斜張橋の塔柱」は、径間毎の桁等各１本単位（付録-3「定期点検結果の記入要領」に記載の部材番号を付す単位である。）

・「橋台」等は、下部構造一基単位

・「床版」、「対傾構」等、上記以外のものは、径間単位

また、Aを除く判定区分については、しかるべき対策がとられた場合には、速やかに＜表6.1-1＞の対策区分の判定区分によって再判定を行い、その結果を記録に残すものとする。例えば、定期点検でMの判定区分としていた排水施設の土砂詰まりを維持工事で除去したためAの判定区分に変更、定期点検でS1の判定区分としていた損傷を詳細調査の結果を踏まえてBの判定区分に再判定、定期点検でC2の判定区分としていたひびわれを補修したためにAの判定区分に変更などである。

本要領で定めた対策区分の判定の基本的な考え方は、次のとおりである。

- ① 判定区分 A とは、少なくとも定期点検で知りうる範囲では、損傷が認められないか損傷が軽微で補修の必要がない状態をいう。

- ② 判定区分 B とは、損傷があり補修の必要があるものの、損傷の原因、規模が明確であり、直ちに補修するほどの緊急性はなく、放置しても少なくとも次回の定期点検まで（＝5 年程度以内）に構造物の安全性が著しく損なわれることはないとは判断できる状態をいう。

例えば、交通量の少ない一般環境での一方向のみのり相当の床版ひびわれなどは、これに該当する。

なお、下記の判定区分 C と同様に 2 区分とする方法も考えられたものの、判定区分 B の多くは横断歩道橋の構造の安全性を損なっていないためその区切りの設定が難しいことから、従前のとおりとした。

- ③ 判定区分 C1 とは、損傷が進行しており、耐久性確保（予防保全）の観点から、少なくとも次回の定期点検まで（＝5 年程度以内）には補修等される必要があると判断できる状態をいう。なお、横断歩道橋の構造の安全性の観点からは直ちに補修するほどの緊急性はないものである。

例えば、コンクリート部材に生じた数の少ないひびわれや腐食に繋がる危険性のある箇所での防食機能の劣化、関連する損傷の原因排除の観点から伸縮装置からの漏水や床版水抜きパイプの詰まり等がこれに該当する。

判定区分 C2 とは、損傷が相当程度進行し、当該部位、部材の機能や安全性の低下が著しく、横断歩道橋の構造の安全性の観点から、少なくとも次回の定期点検まで（＝5 年程度以内）には補修等される必要があると判断できる状態をいう。

例えば、コンクリート部材に生じたひびわれのうち限定的な鉄筋破断を伴う損傷がこれに該当する。

なお、一つの損傷で C1、C2 両者の理由から速やかな補修等が必要と判断される場合は、C2 に区分する。

また、初回点検で発見された損傷については、早急に補修等を行うことにより長寿命化とライフサイクルコストの縮減に繋がると考えられるので、損傷の原因・規模が明確なものについては、損傷が軽微（B 相当）であっても、損傷の進行状況にかかわらず、C1 判定とすることが望ましい（原因調査が必要な場合は、S1 判定。補修等の規模が維持工事に対応可能な場合は、M 判定。なお、B 判定を排除する意図ではない。）。

例えば、コンクリート主桁に生じた乾燥収縮又は温度応力を原因とするひびわれや、床版防水工の不良による漏水・遊離石灰がこれに該当する。

以上は、これまで実施されてきた対策区分の判定の根拠・意図を調査した結果、横断歩道橋の構造の安全性の観点から判定したものと耐久性確保（予防保全）の観点から判定したものの趣旨が異なる 2 つの判定根拠に区分されることが明らかとなったことから、変更したものである。

- ④ 判定区分 E1 とは、横断歩道橋の構造の安全性が著しく損なわれており、緊急に処置されることが必要と判断できる状態をいう。例えば、亀裂が鈑桁形式の主桁ウェブや鋼製橋脚の横梁のウェブに達しており亀裂の急激な進展の危険性がある場合、桁の異常な移動により落橋のおそれがある場合がこれに該当する。

判定区分 E2 とは、自動車、歩行者の交通障害や市民への被害のおそれが懸念され、緊急に処置されることが必要と判断できる状態をいう。例えば、遊間が異常に広がっており二輪車の転倒が懸念される場合や、コンクリート塊が落下し、路下の通行人、通行車両に被害を与えるおそれが高い場合などはこれに該当する。

なお、一つの損傷で E1、E2 両者の理由から緊急対応が必要と判断される場合は、E1 に区分する。損傷が緊急対応の必要があると判断された場合は、4.1 の解説「⑧緊急対応の必要性等の連絡体制」により、速やかに連絡するものとする。

- ⑤ 判定区分 M とは、損傷があり、当該部位、部材の機能を良好な状態に保つために日常の維持工事で早急に処置されることが必要と判断できる状態をいう。

例えば、支承や排水施設に土砂詰りがある場合がこれに該当する。

- ⑥ 判定区分 S1 とは、損傷があり、補修等の必要性の判定を行うにあたって原因の確定など詳細な調査が必要と判断できる状態をいう。例えば、コンクリート表面に亀甲状のひび割れが生じていてアルカリ骨材反応の疑いがある場合がこれに該当する。

初回点検で発見された損傷については、供用開始後 2 年程度で損傷が発生するというのは正常とは考え難いことから、その原因を調査して適切な措置を執ることが長寿命化、ライフサイクルコストの縮減に繋がると考えられるので、C1 判定又は M 判定とした以外の損傷は、損傷の原因・規模が明確なものを除き、S1 判定とするのが望ましい（なお、B 判定を排除する意図ではない。）。判定区分 S2 とは、詳細調査を行う必要性はないものの、追跡調査が必要と判断できる状態をいう。

例えば、乾燥収縮によるコンクリート表面のひびわれの進展を見極める必要がある場合などはこれに該当する。

なお、主要部材について C2 又は E1 の判定を行った場合は、対策として補修で足りるか、又は更新（部材の更新又は橋の架け替え）が必要かを併せて判定するものとする。

対策区分の判定は、前述のとおり、損傷程度の評価結果、その原因や将来予測、橋全体の耐荷性能等へ与える影響、当該部位、部材周辺の部位、部材の現状、必要に応じて同環境と見なせる周辺の横断歩道橋の状況等をも考慮し、今後管理者が執るべき措置を助言する総合的な評価であり、検査員の技術的判断が加えられたものである。このように、各損傷に対して維持・補修等の計画を検討する上で特に参考とされる基礎的な評価であるため、統一的な評価基準で行われることが重要である。そこで本要領では、付録-2「対策区分判定要領」を参考にすることとした。ただし、橋の置かれる環境は様々であり、その橋に生じる損傷も様々であることから、画一的な判定を行うことはできない。このため、いわゆるマニュアルのような定型的な参考資料の提示は不可能である。

これらの判定にあたっては、横断歩道橋についての高度な知識や経験が不可欠であり、4.3に示す検査員がこれを行う。検査員は、資格制度が確立しているわけではないものの、検査員として必要な要件を規定し、当該要件を満たした技術者であり、検査員の下した判定の独立性を担保する必要がある。前記5.2の損傷程度の評価を行う点検員とは要件においても明確に区分し、両者は互いに独立してそれぞれの点検行為を行うことを前提としている。要件的に上位の検査員が要件的に下位の橋梁点検員を兼ねることについては、複数の視点から横断歩道橋の点検ができること、適材適所による調達の観点から、避けるべきものとしている。

他方で、検査員が行う判定は、道路管理者による最終判断ではなく、あくまでも検査員が与えられた情報から行う一次的な評価としての所見、助言的なものであり、措置の意思決定は、別途、道路管理者が行わなければならない。

なお、状況に応じて詳細調査を実施したり、別途専門的知識を有する有識者の協力を得て判定や措置の意思決定を行う必要がある場合もある。

- (2) 対策区分の判定は、点検して発見した個別の損傷に対する対策区分を判定するものである。したがって、部材に生じた複数の損傷を総合的に評価して補修等を行う場合や予防保全の観点から補修等を行う場合などにおいては、個別の損傷に対する対策区分の判定よりも早い時期に補修等を行う場合もあり得る。例えば、C1・C2判定箇所の補修時に同じ横断歩道橋のB判定箇所を併せて補修する、防食機能の劣化でBと判定された場合であっても、ライフサイクルコストの観点から5年以内に塗り替えを行うなどである。
- (3) 損傷の緊急対応の必要があると判断された場合は、4.1の解説「⑧緊急対応の必要性等の連絡体制」により、速やかに連絡するものとする。

6.2 補修等の必要性の判定

横断歩道橋の効率的な維持・補修等の計画を立案するため、構造上の部材区分あるいは部位毎に、損傷の種類、損傷の状態、部位、部材の重要度、損傷の進行可能性を考慮して、補修等の必要性和緊急性について判定する。

【解説】

補修等の必要性和緊急性の判定は、原則として構造上の部材区分あるいは部位毎に、損傷の種類や状態、部位、部材の重要度、損傷の進行可能性を総合的に判断して行うものとする。この際、横断歩道橋の構造の安全性と耐久性確保の2つの観点から行うものとし、初回点検結果の判定においては耐久性確保の観点に十分配慮するものとする。具体的な判定は、付録-2「対策区分判定要領」を参考にして、原因の推定や損傷の進行予測などを行い、それらの総合的な状況ごとに4つの判定（＜表 6.1-1＞のA、B、C1、C2）に区分するものとする。

6.3 緊急対応の必要性の判定

安全で円滑な交通の確保、市民への被害予防を図るため、損傷の発生している部材・部位とその程度、周囲の状況を総合的に考慮して、緊急対応の必要性について判定する。

【解説】

定期点検においては、損傷状況から、横断歩道橋の構造の安全性の観点、自動車、歩行者の交通障害や市民に被害を及ぼすおそれがあるような損傷によって緊急対応がなされる必要があると疑われる場合について、緊急対応の必要性を工学的根拠によって確実に判定しなければならない。

定期点検は、横断歩道橋の維持管理業務において、横断歩道橋の各部に最も近接し直接的かつ詳細に損傷状況の把握を行うことのできる点検であり、したがって、日常的なパトロールや遠望からの目視では発見することが困難な損傷のうち、特に緊急対応が必要となる可能性の高い事象については、定期点検で確実に把握しておくことが必要である。具体的な判定は、付録-2「対策区分判定要領」を参考に行うものとする。

なお、この判定とした場合又はこの判定が予想される場合は、4.1 の解説「⑧緊急対応の必要性等の連絡体制」により、速やかに道路管理者に連絡するものとする。

6.4 維持工事で対応する必要性の判定

当該部材・部位の機能を良好な状態に保つため、損傷の種類と規模、発生箇所を考慮して、日常の維持工事で早急に対応することの必要性和妥当性について判定する。

【解説】

定期点検で発見する損傷の中には、早急に、しかも比較的容易に通常の維持工事に対応可能なものがある。例えば、土砂詰まりなどは、損傷の原因や規模が明確で、通常の維持工事で補修することができるので、当該部材・部位の機能を良好な状態に保つために早急に維持工事に対応することとする。その他具体的な判定は、付録-2「対策区分判定要領」を参考に行うものとする。

なお、この判定結果は、速やかに担当市職員に報告し、確実に維持工事等による対応が行われなければならない。

6.5 詳細調査又は追跡調査の必要性の判定

定期点検で把握できる損傷の状況には限界があり、損傷原因や規模、進行可能性などが不明で、6.2に規定の判定が困難である場合には、部材・部位の重要度も考慮して、詳細調査又は追跡調査の必要性について判定する。

【解説】

定期点検は近接目視を基本としているために、把握できる損傷の状況には限界があり、損傷原因や規模、進行可能性などが不明な場合がある。一般的にはこれらが不明の場合、6.2に規定されている補修等の必要性の判定は困難で、詳細調査又は追跡調査が必要となる。

しかし、高欄のボルトのゆるみのように原因が不明であっても、容易に補修や改善の対応が可能であり、直ちに対処することが望ましいと考えられるものについては、例えばMに判定するなど、必ずしも詳細調査が必要とはならない場合も考えられるので、上記のように規定した。具体的な判定は、付録-2「対策区分判定要領」を参考に行うものとする。

なお、C1又はC2判定が行われて実際に補修工事を行うに際しては、工事内容と工事規模（数量）を決定するための調査及び補修設計が行われるのが一般的である。この調査は、点検結果の判定としての詳細調査とは意味や内容、観点が異なることから、補修設計の実施を目的として工事規模のみを明確にするために詳細調査の必要があるとの判定は、行ってはならない。

また、初回点検結果で発見した損傷のうち原因が不明なものについては、前述のとおり、規模の大小を問わず、S1判定が望まれる。

また、例えば乾燥収縮によるコンクリート表面のひびわれなど、損傷原因は確定できるものの進行可能性を見極めた上で補修等の必要性を判定するのが妥当と判断される場合もあり、この場合は詳細調査を省略して追跡調査のみ行うことで十分である。この場合の判定の記録として、S2を新たに設定した。

7 健全性の診断

7.1 部材単位の診断

定期点検では、部材単位での健全性の診断を行う。

(1) 健全性の診断の区分

構造上の部材等の健全性の診断は、＜表 7.1＞の判定区分により行うことを基本とする。

表 7.1 判定区分

区分		状態
I	健全	横断歩道橋の機能に支障が生じていない状態
II	予防保全段階	横断歩道橋の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
III	早期措置段階	横断歩道橋の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
IV	緊急措置段階	横断歩道橋の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

(2) 健全性の診断の単位

部材単位の診断は、構造上の部材区分あるいは部位毎、損傷種類毎に行うことを基本とする。

【解説】

(1) 定期点検では、「横断歩道橋定期点検要領」（平成 26 年 6 月）に規定される「部材単位の健全性の診断」を行う。部材単位の健全性の診断は、着目する部材とその損傷が横断歩道橋の機能に及ぼす影響の観点から行う。換言すれば、＜表 7.1＞の「横断歩道橋の機能」を「部材の機能」に機械的に置き換えるものではない。なお、別途、6 章に定める「対策区分の判定」が行われるため、部材単位の健全性の診断の実施は「対策区分の判定」を同時に行うことが合理的である。

「健全性の診断」と「対策区分の判定」は、あくまでそれぞれの定義に基づいて独立して行うことが原則であるが、一般には次のような対応となる。

「I」：A、B

「II」：C1,M

「III」：C2

「IV」：E1,E2

点検時に、うき・はく離等があった場合は、市民の被害予防の観点から応急的に措置を実施した上で上記 I～IV の判定を行うこととする。

詳細調査を行わなければ、I～IV の判定が適切に行えない状態と判断された場合には、その旨を記録するとともに、速やかに詳細調査を行い、その結果を踏まえて I～IV の判定を行うこととなる。

(2) 部材単位の健全性の診断における、構造上の部材区分あるいは部位毎、損傷種類毎は、「6.1 対策区分の判定」と同じとすることを基本とする。

7.2 横断歩道橋毎の診断

定期点検では、橋単位で、＜表7.2＞の判定区分による診断を行う。

表7.2 判定区分

区分		状態
I	健全	横断歩道橋の機能に支障が生じていない状態
II	予防保全段階	横断歩道橋の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
III	早期措置段階	横断歩道橋の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
IV	緊急措置段階	横断歩道橋の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

【解説】

横断歩道橋毎の健全性の診断は、横断歩道橋単位で総合的な評価を付けるものである。部材単位の健全度が横断歩道橋全体の健全度に及ぼす影響は、構造特性や架橋環境条件、当該横断歩道橋の重要度等によっても異なるため、「6.対策区分の判定」及び所見、あるいは「7.1部材単位の診断」の結果なども踏まえて、横断歩道橋単位で判定区分の定義に則って総合的に判断する。

一般には、構造物の性能に影響を及ぼす主要な部材に着目して、最も厳しい評価で代表させることができる。

8 定期点検結果の記録

初期点検及び定期点検の結果並びに措置の内容等の記録は、日常管理等に活用できるよう保管することとし、「広島市統合型GIS（ひろしま道路ナビ）」に登録する。

【解説】

定期点検で行った損傷についての点検結果は、維持・補修等の計画を立案する上で参考とする基礎的な情報であり、適切な方法で記録し、蓄積しておかなければならない。

また、「6.対策区分の判定」「7.健全性の診断」については、補修補強等の措置が行われたり、その他の事故や災害等により横断歩道橋の状態に変化があった場合には、再評価を行ってその結果を記録に反映させておかなければならない。

定期点検結果の記録は、付録-3「定期点検結果の記入要領」による。

なお、定期点検結果の記録は、点検毎に作成、保管し、蓄積する。

点検の結果は、次回点検時や日常管理等に活用できるよう、データを「広島市統合型GIS（広島道路ナビ）」に登録するものとする。

点検調書(その1) 横断歩道橋の諸元と総合検査結果										緯度		経度		横断歩道橋ID		
フリガナ 名 称				路 線 名				管 轄		地方整備局		管理番号				
所 在 地		自		距離標		自				事務所		調査更新年月日		年 月 日		
		至				出張所				最新点検年月日		年 月 日				
供用開始日		橋長		活荷重・等級		適用示方書		等 橋		交通条件		調 査 年				
上部構造形式				全 幅 員		車道幅・車線		歩道幅		中央帯		中央 分離帯		台		
				有 効 幅 員								屋間12時間				
下部構造形式				備考								大型混入率		%		
基礎形式												荷 重 制 限		t		
総合検査結果																
健全度 (横断歩道橋単位)																

点検調書(その2) 径間別一般図		径間 番号				緯度 経度		横断歩道橋ID			
フリガナ 名 称		路 線 名		管 轄		地方整備局		管理番号		年 月 日	
自 - 至 -		自 - 至 -		自 - 至 -		事務所		調書更新年月日		年 月 日	
所 在 地		距離 標				出張所					
全体図											
一般図											

点検調査(その3) 現地状況写真				径間 番 号		緯度 経度		横断歩道橋ID	
フリガナ 名 称		路 線 名		管 轄		地方整備局		管理番号	
-		-		-		-		-	
所在地		距離 標		自		事務所		調査更新年月日	
-		至		-		出張所		年 月 日	
-		-		-		-		-	

現 地 状 況 写 真	写真番号	撮影年月日	写真番号	撮影年月日
	径間番号	メ	径間番号	メ
	写真説明	モ	写真説明	モ
写真番号	撮影年月日	写真番号	撮影年月日	
径間番号	メ	径間番号	メ	
写真説明	モ	写真説明	モ	

点検調査(その4) 要素番号図及び部材番号図		径間番号				経度		緯度		横断歩道橋ID			
フリガナ 名称		路線名				管轄		地方整備局		管理番号			
所在地		距離		自 至				事務所		調書更新年月日		年 月 日	
								出張所					
要素番号図及び部材番号図													

点検調書(その5) 損傷図				径間 番 号		緯度 経度		横断歩道橋ID			
フリガナ 名 称				路 線 名				地方整備局		管理番号	
所 在 地		自		距離 標		自		事務所		調査更新年月日	
		至				至		出張所		最新点検年月日	
損 傷 図											

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

改訂履歴

[illegible]